

起訴状

平成18年2月24日

大阪地方裁判所 殿

大阪地方検察庁

検察官 検事 甲野太郎 印

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 甲県乙市丙町1丁目2番地の3

住居 大阪市丁区戊4丁目5番6号

職業 解体工

氏名 西村進一

年齢 昭和28年10月18日生(52歳)

公訴事実

被告人は、平成18年2月4日午後11時ころ、大阪市北区天神3丁目5番地8号中川ビル1階カラオケスナック「さつき」店舗前において、松岡勇治(当31歳)に対し、殺意をもって、その腹部を包丁で突き刺したが、同人に加療約3週間を要する腹部刺創の傷害を負わせたにとどまり、その目的を遂げなかつたものである。

罪名及び罰条

殺人未遂

刑法第203条、第199条

検察官冒頭陳述

はい。まず、事案の概要を説明します。

本件は、スナックで飲酒していた被告人が、同じ店の客として来ていた被害者の松岡勇治さんとトラブルになり、殺意をもって、その腹部を包丁で突き刺したという事案です。

「殺意をもって」とは、「包丁で突き刺したら死ぬかもしれないことがわかりながら、それでも構わないと思って」という意味です。

被告人は、52歳の会社員です。

被害者は、35歳の設備工です。（争いのない事実）

事件当日の経緯ですが、当日、被告人は一人で「スナックさつき」に飲みに行つてましたが、そこで、客として来ていた松岡さんと、カラオケの曲のことで喧嘩になりました。

被告人からはじめた喧嘩でしたが、被告人は松岡さんから反撃されて一方的にやられてしまいました。

被告人は喧嘩に負けた後、「ぶっ殺してやる」などと捨て台詞を吐いて、スナックさつきを後にしましたが、家に向かう間も悔しくて腹が立って仕方がありませんでした。

そのとき、被告人は、たまたまその日、包丁を買って持っていたことを思い出し、その包丁で松岡さんを刺してやろうと考え、すぐにスナックさつきに戻りました。

被告人は、スナックさつきに戻って、ドアを開けました。すると、中にいた松岡さんは、被告人を見て、また喧嘩をしに来たのかと思い、近づいてきました。

被告人は、包丁を後ろ手に構え、店の外で松岡さんが来るのを待ちかまえていました。

そして、松岡さんが店の外に出ると、被告人は、松岡さんが死んでも構わないという気持ちで、いきなり体ごと松岡さんにぶつかっていき、包丁をその腹部めがけて突き刺しました。

松岡さんは、とっさに体をかわして逃げようとしたが、腹部を刺され、それ以上刺されないように被告人の手をつかんで被告人を押したところ、被告人が段差につまづいて尻餅をついたので、そのすきに逃げました。

被告人は、尻餅をついた後、松岡さんに逃げられて立ち上りました。そのとき、店の外に出てきたママの工藤さつきさんに対し、被告人は「やっちゃった。腹がたって刺した」と答えました。

松岡さんは、被告人に刺されて、加療約3週間を要する腹部刺創の傷を負いました。（争いのない事実）

被告人は、松岡さんを刺そうと思って刺したのではなく、脅かそうとして包丁を見せたところもみ合いになり、包丁が刺さってしまったのであり、殺意もなかったと主張しています。

これに対し、検察官としては、被告人が最初から、松岡さんが死んでも構わないと思いながら、松岡さんの腹部めがけて包丁を突き刺してきた、ということを立証していきます。

立証のポイントは3つです。

第1に、被告人は、犯行前に包丁を手にもったまま店に来て、松岡さんを見るや否や、体ごとぶつかるようにして、松岡さんの腹部めがけて包丁を突き刺してきたということです。この点については、松岡さんの証言で立証します。

第2に、本件の包丁は刃体の長さ約15.3センチの鋭利なもので、それが約10センチの深さで腹部に刺さっているという事実です。この点は、争いのない事実としてお考え下さい。

第3に、被告人は、本件犯行前には、松岡さんに「ぶっ殺してやる」などと怒号し、犯行後には、工藤さんに「腹が立って刺した」と言っているということです。この点については、松岡さんや工藤さんの証言で立証していきます。

この3点に加え、被告人の供述の信用性がないことを被告人質問によって立証していきます。

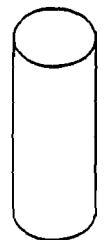
冒頭陳述

罪名 殺人未遂

被告人 西村進一

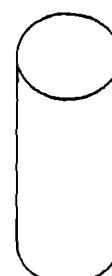
【事案の概要】

被告人



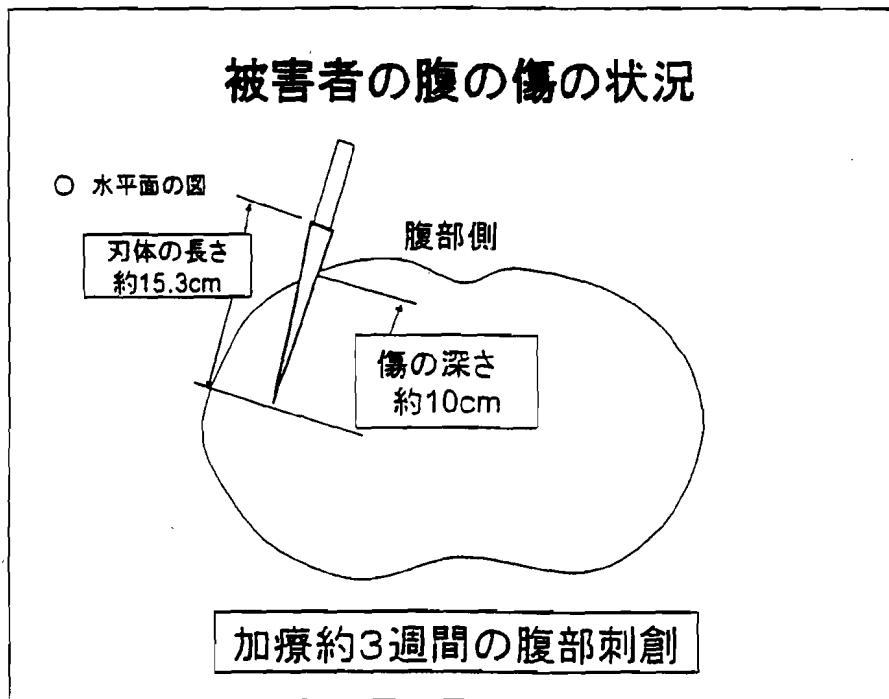
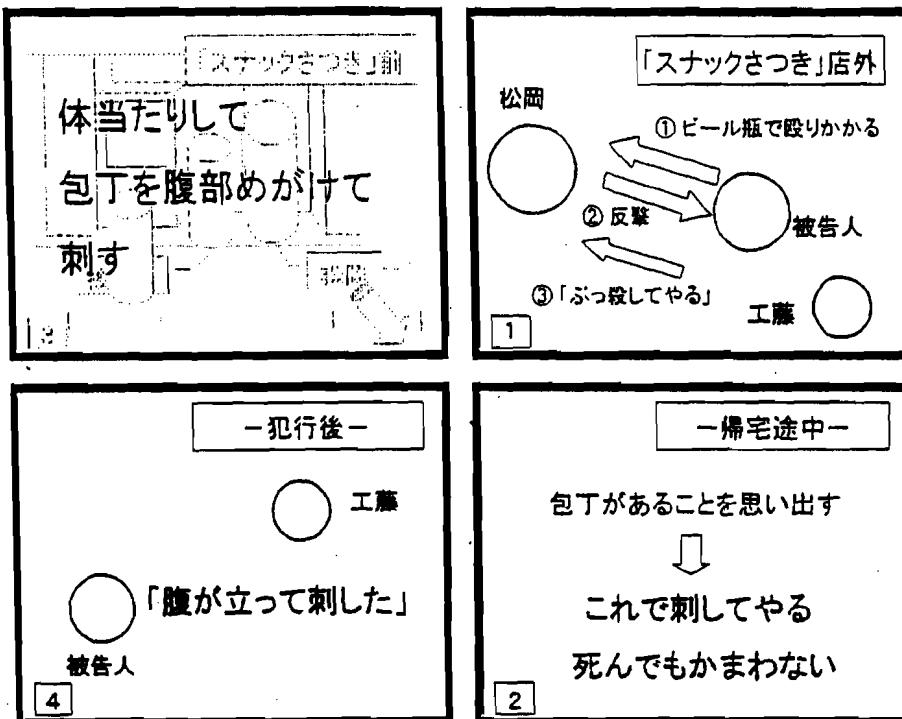
52歳、解体工

松岡さん



31歳、大工

殺意をもって
松岡さんの腹部
を突き刺す



【争点と立証内容】

	1. 行為	2. 故意
被告人の主張	はすみでナイフが松岡さんに刺された	脅そうとしただけ
検察官が立証すること	松岡さんの腹部を狙って刺した	松岡さんが死んでもかわない(殺意)

2つの争点を立証
するためのポイント

【立証するためのポイント】

① 被害の状況

松岡さんを見るや否や、腹部目掛けて刺突
(松岡証言)

② 凶器、傷の場所と深さ

包丁の長さは約15.3センチ
傷は腹部・深さは約10センチ
(争いのない事実)

③ 犯行前後の被告人の言動

ビール瓶で殴りかかる
犯行前に「ぶっ殺してやる」
犯行後に「腹が立って刺した」

(松岡・工藤証言)

平成18年8月7日

弁護人 冒頭陳述

裁判員のみなさん、裁判官のみなさん。

私たち弁護人は、みなさんが、これから行われる証人尋問や被告人質問を聞いても、検察官が冒頭陳述で述べた事実があったとは思わないだろうと考えています。

西村さんは、松岡さんを殺してやろうとか、死んでもかまわないとか、そんな気持ちはありませんでしたし、そもそも、包丁で刺すつもりすらありませんでした。

西村さんが持っていた包丁、これは、入院した母のためにたまたま買いそろえていたものでした。この点はまったく争いはありません。

では、どうしてこの包丁が松岡さんのお腹に刺さってしまったのでしょうか。

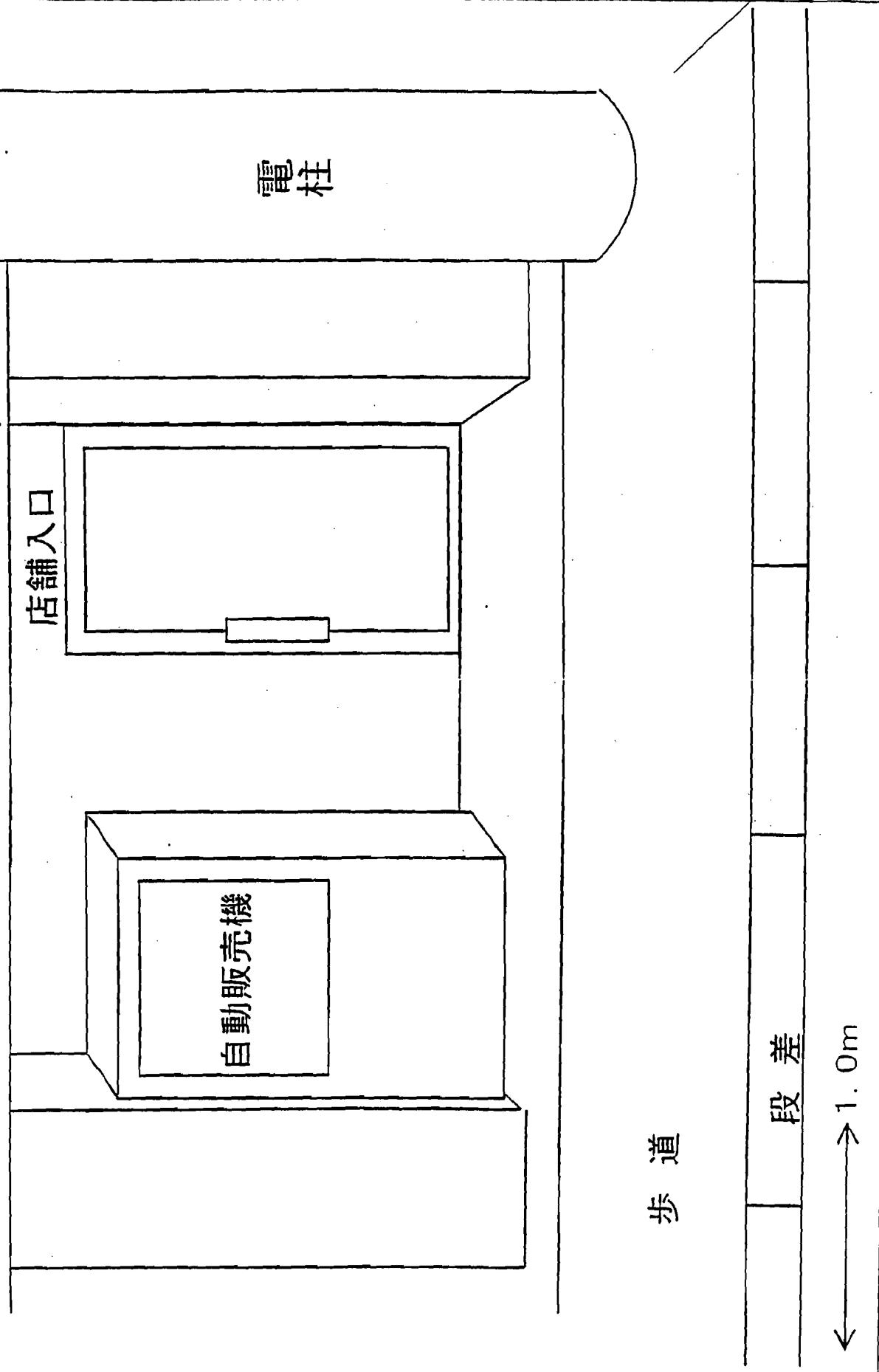
西村さんは、2月4日の午後10時ころ、松岡さんに一方的に殴られ、蹴られるという暴行を受けました。しかも、お気に入りのスナックのママの前で暴行を受けたのです。悔しい、恥ずかしい思いのまま西村さんは逃げ帰ることになりました。その帰る途中、自分が包丁を持っていることに偶然気づいた西村さんは、包丁を見せて、ママの前で松岡さんを謝らせて体面を確保したい、という気持ちに突き動かされたのです。西村さんは、午後11時すぎにスナックへ再び向かいました。

しかし、間の悪いことに、たまたまママが不在だったのです。さらに、松岡さんが西村さんをめざとく見つけて詰め寄ってきました。松岡さんが西村さんの包丁を奪おうとしたため、西村さんは奪われまいとして必死に抵抗しました。そして、包丁を奪い合っているうちに、包丁が松岡さんの腹部に刺さってしまったのです。

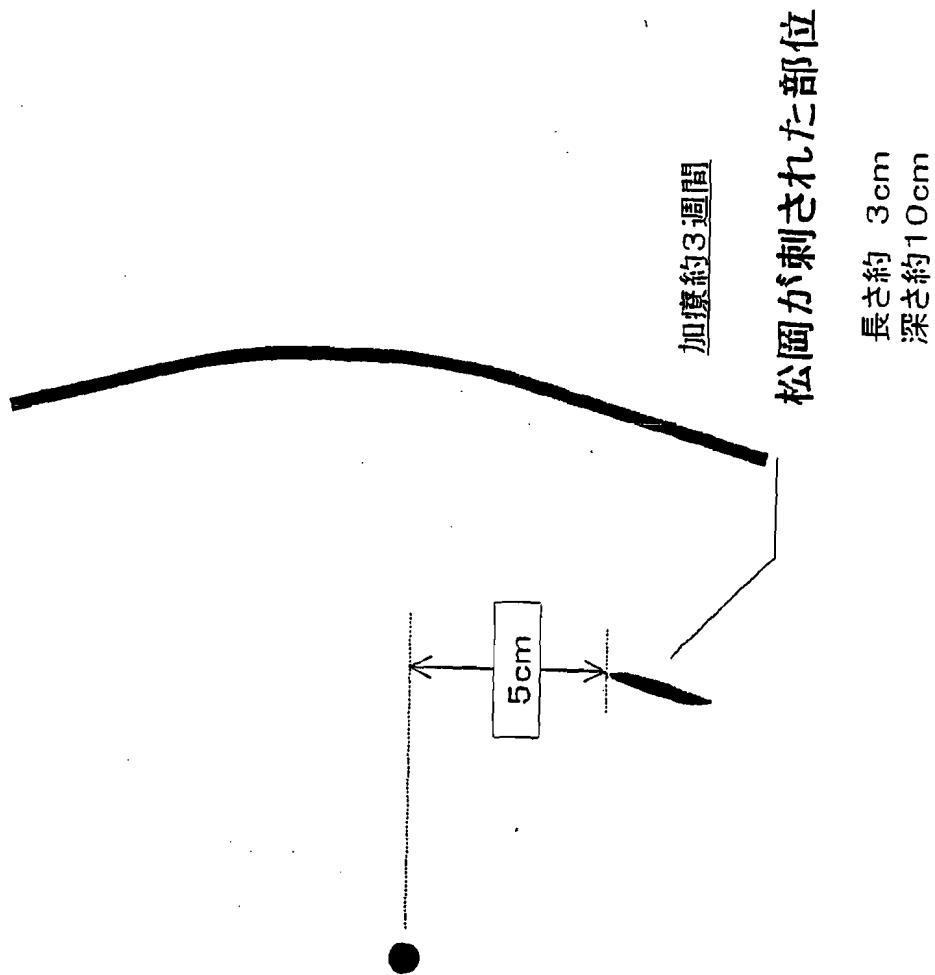
西村さんが、包丁をもって松岡さんに体当たりしたというのが検察官主張の事実です。しかし、そのような事実はありません。

殺すということは、人の人生を絶ってしまうことです。しかし、西村さんには、松岡さんを殺さなければならない理由は何一つありません。死んでしまってもいいと思う理由もありません。傷の状況や動機がないことから、西村さんが松岡さんが死んでしまってもいいと思う気持ちはなかったということは明らかです。以上のような事実をみなさんはこれからご理解されると思います。

「スナックさつき」の店外の図

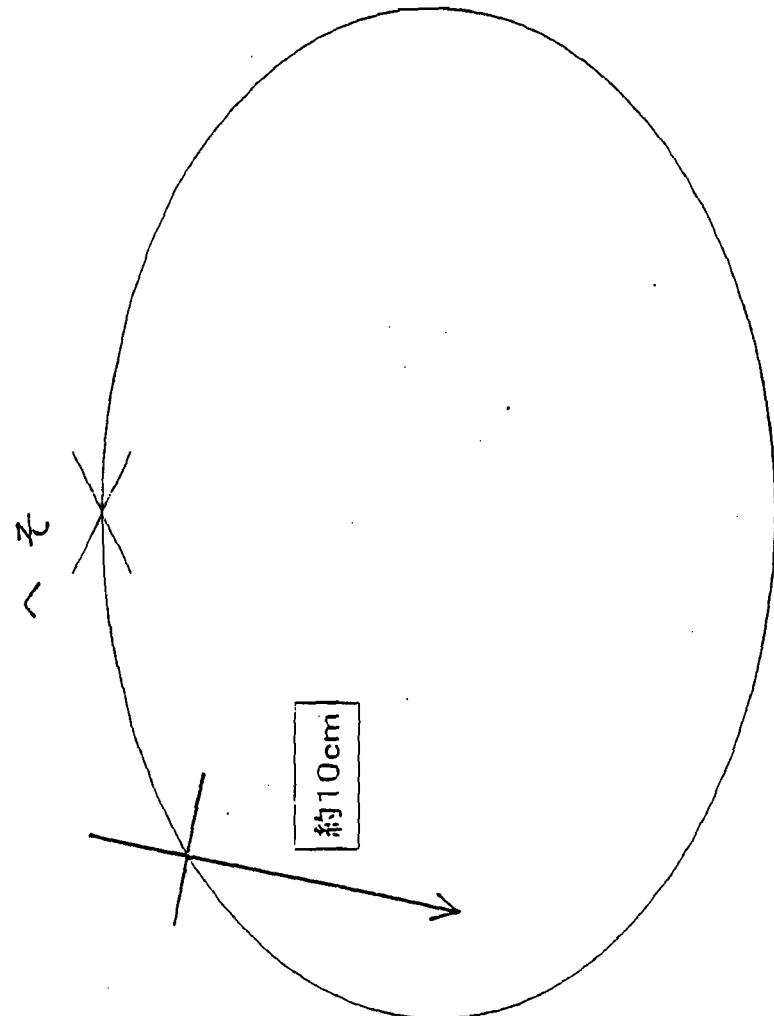


松岡の腹の傷



腹の傷の状況

○ 水平面の図



診断書

氏名 松岡勇治様

病名 腹部刺創

上記の者は頭書の疾患により要すを治療する。約3週間のとおり院に入院し、安静にして療す。以上

平成18年2月12日

大阪市北区西天満2丁目13番地
宮崎総合病院
医師 嵐英一

論 告

罪名 殺人未遂

被告人 西村進一

【事実のポイント】

A 行為

- ・ 松岡さんの腹部を狙って刺す

B 故意

- ・ 松岡さんが死んでもかまわない(殺意)

工藤証言

「腹が立って
相手を刺した」
と言いました

松岡証言

被告人がいきなり体当たり
右に逃げようとしたが
左の腹を刺された

狙って刺した

松岡さんが包丁を
いきなり掴みにきた
という被告人の供述は
不自然

傷の状態



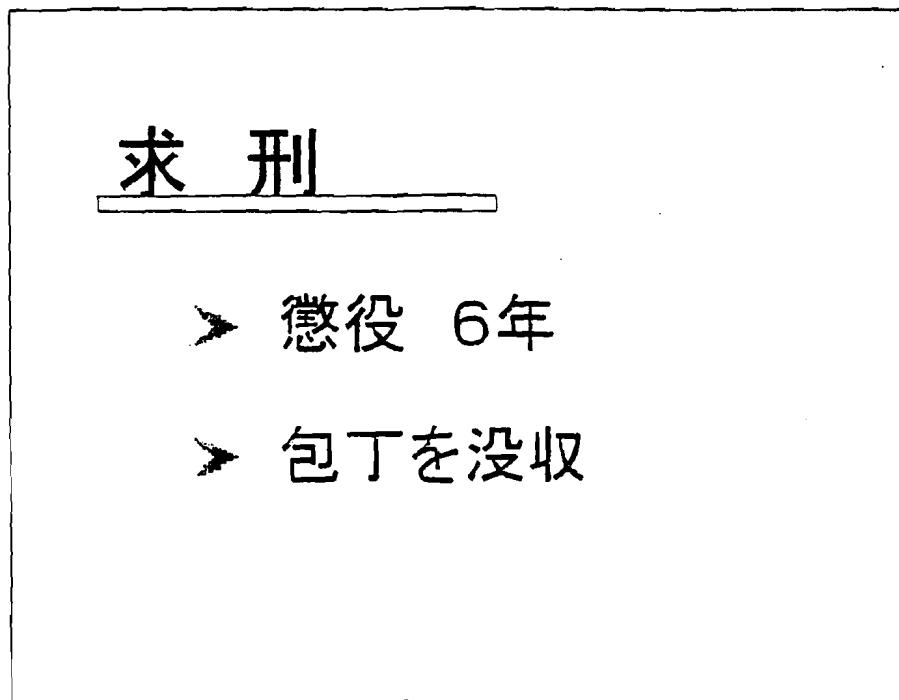
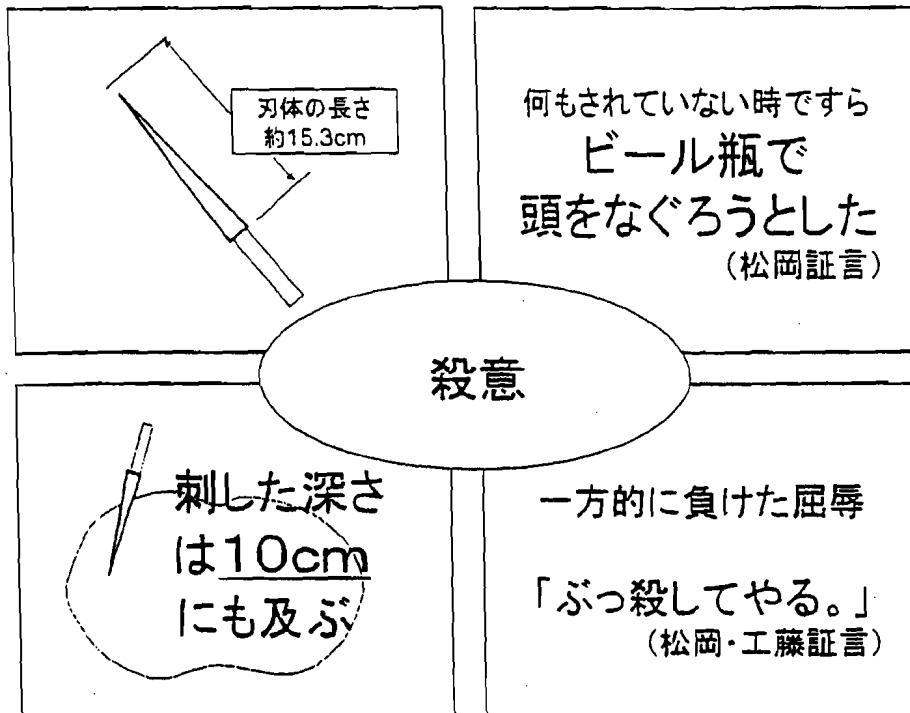
【事実のポイント】

A 行為

- ・ 松岡さんの腹部を狙って刺す

B 故意

- ・ 松岡さんが死んでもかまわない(殺意)



求刑の理由

- 危険な犯行態様
- 被害者は厳重処罰希望

一方、

- 前科前歴なし
- 被害者の怪我も完治

弁 論

被告人 西村進一

動機は？

殴られた



人を殺す？？

「謝らせよう」

≠「殺そう」×

≠「死んでも構わない」×

殺意が認められない理由

1 包丁が深く刺さっていない。

※包丁

15. 3cm, 新品

※傷

10cm, 柔らかい腹部



体当たりして刺さったのではない。

殺意が認められない理由

2 傷が中心からかなり外側に向かっている。

→松岡さんが避けたのか？

両者の距離は50cm

包丁の長さ, 手腕の長さ

包丁を持っていることを知らない



避けられない！！

殺意が認められない理由

3 傷が1箇所しかない。

西村さんが、松岡さんを殺すつもりなら？



追いかけてとどめを刺すことができた。

それにもかかわらず

それ以上の攻撃を加えていない。

証人の証言内容

※松岡証人

・距離が近接している。

・包丁を持っていることを知らない。

　＝避けることができなかつた。

　→避けた、と証言。

・ビール瓶は当たらないのが明らか。

　→避けた、と証言。



不合理

証人の証言内容

※松岡証人

- ・顔面や頭を殴りつけ、蹴りつける。
→傷害罪の加害者



自己保身の気持ち？

- ・包丁でけがをした。
→西村さんへの恨み



客観的に証言？

証人の証言内容

※工藤証人

「ぶっ殺してやる」

- 殴る蹴るされた後、無抵抗で横たわっている
状態での言葉
→体面を保つための言葉

「刺した」

- 勘違い

証人の証言内容

※工藤証人

「刺した」

- ・二人が喧嘩していると思っていた。
- ・西村さん一人だった。
- ・手に包丁を持っていた。

→「西村さんが松岡さんを刺した！」
との思い込み。

結論

※ 動機がない

※ 傷が浅い

※ 傷が外を向いている

※ 傷が1箇所

→西村さんの証言内容と一致。



殺すつもりはない。

【別紙9】

模擬評議について

1 注意点

- ・ 本日ご覧になる裁判手続やその後の評議は、実際の裁判員裁判で予定されているものと異なる点があります。
- ・ 裁判員の人数は原則6名とされていますが、本日の模擬評議では、法曹の委員を除く委員の方全員に参加していただきます。また、事務担当者が補助として立ち会います。
- ・ 実際の評議では、裁判員が個人として特定されることを避けるため「（裁判員）○番の方」となどと呼ぶことが検討されていますが、本日は、各委員のお名前を呼ぶこととします。

2 裁判手続の流れ

- ・ DVDに収録されている裁判手続の流れは、次のページのとおりです。なお、《》内の部分は、実際の裁判手続で行われるが、DVD内では省略されている主な手続を示し、()内の分數はDVDの放映時間を示しています。
- ・ 今回のような殺人未遂事件では、通常、被告人は勾留されており、公判廷では刑務官2名程度が付き添っています。公判中は、被告人の手錠は外されます。
- ・ 刃体の長さの意味については、添付の銃砲刀剣類所持等取締法22条の解説をご覧ください。

【裁判手続の流れ】

《・ 裁判員選任手続》

・ 冒頭手続

被告人の人定質問

起訴状朗読

[別紙 1]

黙秘権告知

被告人意見陳述

弁護人意見陳述

・ 証拠調べ手続

検察官冒頭陳述

[別紙 2]

弁護人冒頭陳述

[別紙 3]

《公判前整理手続の結果陳述》

《同意された証拠書類・証拠物の取調べ》

「スナックさつき」の店外の図

[別紙 4]

被害者の傷の状況

[別紙 5]

診断書

[別紙 6]

松岡証人尋問

人定質問・宣誓

検察官主尋問（14分ころ）

弁護人反対尋問（28分ころ）

工藤証人尋問

人定質問・宣誓

検察官主尋問（29分ころ）

弁護人反対尋問（34分ころ）

《被告人の供述調書等（乙号証）の請求・取調べ》

被告人質問

弁護人主質問（36分ころ）

検察官反対質問（46分ころ）

・ 論告弁論

検察官の論告（51分ころ）

[別紙 7]

弁護人の弁論（57分ころ）

[別紙 8]

被告人の最終陳述（65分ころ）

《・ 判決宣告》